第４号様式（相談者・マリッジサポーター用）

**確　　認　　書**

　相談者とマリッジサポーターは、以下の点について互いに了解のうえ、今後の結婚活動を二人三脚で進めていきます。

１　マリッジサポーターの活動に関すること

①　マリッジサポーターは、相談者の結婚活動をサポートし、相談者のお相手探しに努めるが、すぐに相手が紹介できるとは限らず、全く会えない場合もあること。

また、交際に至ったとしても必ずしも成婚まで結びつくものではないこと。

②　相談者が同時にサポートを受けられるマリッジサポーターは、１人（１団体）だけであり、複数のマリッジサポーターに申し込むことはできないこと。

③　相手探しは、相談者情報一覧表を活用するなど、マリッジサポーター間で相談者の情報を広く共有しながら行うこと。

④　マリッジサポーターは引き合わせの相手を紹介する際に、複数の相手を同時に紹介することはしないこと。

２　お世話やき活動の期間

①　マリッジサポーターは、本日から１年を経過時点で、原則としてお世話やき活動を終了すること。但し、引き続きお世話焼き活動を継続する場合は、マリッジサポーター及び相談者の双方が活動に合意すること。

②　相談者の都合でお世話やき活動を中止したい時は、１年を経過しなくても申し

出により中止もしくは登録を取り消すことができること。

③　相談者がマリッジサポーターとのルールを守らない場合等、１年を経過しなくとも理由を説明した上で、お世話やき活動を終了する場合があること。

④　相談者と連絡が取れなくなった場合は、マリッジサポーターの判断で、登録を取り消すことがあること。

⑤　お世話焼き活動の終了後は、申込書類（第１号～第３号様式）は、マリッジサポーターが責任を持って廃棄すること。

３　相談者として配慮すべきこと

①　相談者は、マリッジサポーターが善意で活動している全くの無償ボランティアであることを鑑み、特に金銭的な負担をかける行動や行為は慎むこと（マリッジサポーターから電話があった場合、電話のかけ直しをするなど配慮すること）。

②　相談者は、マリッジサポーターからの連絡を待つだけでなく、自ら結婚に向けた活動を行うこと。　　　　　　　　　　　　　　　　　　**（２枚中、１枚目です）**

③　相談者は、お見合いの飲食や会場費、出会いパーティーの参加費など結婚活動に

要した費用のうち、自己の分を負担すること。

④　相談者は、引き合わせ後に交際に至った場合、その後の状況について、随時マリッジサポーターに報告すること。

４　個人情報の取り扱い

①　相談者は、マリッジサポーターとの結婚活動により知り得た情報及び事項について、第三者に漏らすことがないよう秘密を厳守すること。

②　マリッジサポーターは、活動に際して得た個人情報について、相談者に利用の目的、範囲、方法について明示し、本人の許可なく第三者に漏らすことがないよう秘密を厳守すること。

③　マリッジサポーターは、活動終了時には保有した個人情報は本人に返却するか、相談者の同意を得て完全な形で破棄すること。

５　その他

　①　相談者とマリッジサポーターは、今後の活動を進めるにあたり、互いに相手の信頼を裏切らないように誠意をもって行動すること。

②　マリッジサポーターが引き合わせ後に発生したトラブルについては、相談者が当事者同士で解決すること。

　　令和　　　年　　　月　　　日

相　談　者

マリッジサポーター

* **２部作成し、マリッジサポーターと相談者それぞれが１部ずつ保管してください**

**（２枚中、２枚目です）**